

課長	副課長	係長	回議	係	印鑑照合	送金日	入力者
						/	

組合員→共済組合

共済貯金払戻請求書

徳島県市町村職員共済組合理事長 様

私は、徳島県市町村職員共済組合貯金規程を承知の上、次のとおり払戻しを請求します。

20	一部払戻	
請求日	令和 年 月 日	
所属所名		
組合員番号	—	
(フリガナ)		共済貯金お届け印
組合員氏名		
日中の連絡先☎	— — 携帯・自宅・勤務先・その他()	

共済組合に登録されているお届け印と一致しない場合は、払戻しできません。

払戻希望額	千万	百万	十万	万	千	円
						0 0 0

※払戻希望額は、前月末残高以内の千円単位で、先頭に「¥」を記入してください。

[ご注意]

- 組合員番号は、組合員証の記号一番号を記入してください。
- 定例積立・賞与積立をされている場合は、払戻し後もそのまま継続となります。
- 本請求書の締切日及び送金日は、次の月2回となります。

締切日	送金日
毎月5日締切り	→ その月の15日送金
毎月20日締切り	→ その月の末日送金

※締切日までに共済組合が受理した分が送金の対象となります。

※締切日及び送金日は、共済組合の休業日(土曜・日曜・祝日・年末年始休業期間等)にあたる場合は、直前の営業日となります。

- 払戻金の送金先は、共済組合に登録されている給付金等受取口座となります。
- 本請求書は、次の提出先まで直接郵送又はご持参ください。(所属所共済事務担当課経由でも可。)

〒770-8551 徳島市幸町3丁目55番地 自治会館5階
徳島県市町村職員共済組合 貯金担当 宛 Tel.088-621-3534

※ 非常災害等で、緊急に払戻しを希望される場合は、様式第5号「特別事由による共済貯金払戻請求書」により手続きをしてください。

記入例

課長	副課長	係長	回議	係	印鑑照合	送金日	入力者
						/	

組合員→共済組合

共済貯金払戻請求書

徳島県市町村職員共済組合理事長 様

必須項目です。印鑑は「加入申込書」に
押印したお届け印を押印してください。

の上、次のとおり払戻しを請求します。

請求日	令和 XX 年 1 月 10 日	共済貯金お届け印 													
所属所名	〇〇市														
組合員番号	9999 - 01234														
(フリガナ)	キョウサイ ハナコ														
組合員氏名	共済 花子														
日中の連絡先TEL	090 - 1234 - 5678 携帯・自宅・勤務先・その他()	共済組合に登録されているお届け印と一致しない場合は、払戻しできません。													
払戻希望額	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>千</td> <td>百</td> <td>十</td> <td>万</td> <td>千</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>¥</td> <td>1</td> <td>5</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </table>			千	百	十	万	千	円	¥	1	5	0	0	0
	千	百	十	万	千	円									
¥	1	5	0	0	0	0									

※払戻希望額は、前月末残高以内の千円単位で、先頭に「¥」を記入してください。

【ご注意】

- 組合員番号は、組合員証に記載されています。
- 定例積立・賞与積立を請求する場合は、必ず「賞与積立」欄に記入してください。
- 本請求書の締切日及び送金日は、次のとおりとなります。

締切日	送金日
毎月5日締切り	→ その月の15日送金
毎月20日締切り	→ その月の末日送金

※締切日までに共済組合が受理した分が送金の対象となります。

※締切日及び送金日は、共済組合の休業日(土曜・日曜・祝日・年末年始休業期間等)にあたる場合は、直前の営業日となります。

- 払戻金の送金先は、共済組合に登録されている給付金等受取口座となります。
- 本請求書は、次の提出先まで直接郵送又はご持参ください。(所属所共済事務担当課経由でも可。)

〒770-8551 徳島市幸町3丁目55番地 自治会館5階
徳島県市町村職員共済組合 貯金担当 宛 Tel.088-621-3534

※ 非常災害等で、緊急に払戻しを希望される場合は、様式第5号「特別事由による共済貯金払戻請求書」により手続きをしてください。

令和xx年12月に残高200万円があり、
1月末日に150万円を払い戻す場合